

mimoシェア貸渡約款 貸渡約款改定新旧対比表(2026年7月改定)

条項	変更前	変更後
第9条 第7項	新設	会員は、クレジットカードその他の決済手段により支払った利用料金その他本契約に基づき負担すべき金員について、カード会社その他の決済事業者に対し、支払停止、取消し、返金請求(チャージバックを含みます)その他これらに類する手続きを行った場合であっても、本契約に基づく支払義務を免れないものとします。 上記の手続きにより、当社に利用料金その他の金員が入金されなかった場合、又は当社がカード会社その他の決済事業者に対し返金その他の負担をした場合には、当社は会員に対し、未払いとなった利用料金その他の金員及び当社所定の事務手数料を請求することができるものとし、会員は当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。 なお、会員とカード会社その他の決済事業者との間で、第三者による不正利用その他これに類する事由を理由として紛争が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、会員の当社に対する支払義務は影響を受けないものとします。
第16条	第16条(ドライブレコーダー) 1. 会員は、利用開始時にドライブレコーダーの作動状況を確認するものとします。 2. 利用中、ドライブレコーダーの電源遮断、記録媒体の取り外し等を行ってはなりません。 3. 以下の場合、当社は補償制度の適用を制限または除外できるものとします。 (1) 利用後ドライブレコーダーの映像が提出されない場合 (2) 電源遮断、記録停止等が確認された場合 4. 前項の場合、当社は事故負担額の増額、または損害の全部もしくは一部を会員に請求できるものとします。	第16条(ドライブレコーダー等の保全義務及び違反時の契約解除) 1. 会員は、利用開始時にドライブレコーダーの作動状況を確認するものとします。 2. 会員は、次の各号のいずれの行為も行ってはならないものとします。 (1) ドライブレコーダーの電源を切断する行為 (2) SDカードその他記録媒体を抜き取る行為 (3) レンズを覆うなど撮影・録画を妨害する行為 (4) 配線の取り外し、設定変更その他正常な作動を妨げる行為 (5) その他当社がドライブレコーダー等の正常な記録を妨げると合理的に判断する行為 3. 当社は、会員の故意または過失によりドライブレコーダー等が正常に作動せず、または記録が消失若しくは改ざんされたと合理的に判断した場合は、催告を要することなく会員資格を停止または取り消すことができるものとします。 4. 前項により会員資格が停止または取り消された場合であっても、会員は当社に対する一切の債務を免れません。 5. 当社は、会員が故意に前項の行為を行った、または客観的な記録、車両の状態その他の事情から合理的にそのように認められる場合には、催告を要することなく直ちに貸渡契約を解除し、シェアカーの返還を求めることができます。 6. 前項により契約が解除された場合、会員は、当社の指定する場所または当社が指定する方法により、直ちにシェアカーを返還しなければなりません。 7. 会員が直ちに返還しない場合、当社は、法令の範囲内において、GPSその他の車載システムを利用して車両の所在を確認し、車両の返還を受けるために必要な措置を講じることができるものとします。 8. 車両の返還または回収に要した回送費、レッカー費用、現地対応費、調査費用、弁護士費用(法令上認められる範囲に限る)その他合理的な費用は、会員の負担とします。 9. 以下の場合、当社は補償制度の適用を制限または除外できるものとします。 (1) 利用後ドライブレコーダーの映像が提出されない場合

		(2)電源遮断、記録停止等が確認された場合 10. 前項の場合、当社は事故負担額の増額、または損害の全部もしくは一部を会員に請求できるものとします。 11. 本条は、ドライブレコーダーの自然故障、経年劣化、製造上の不具合その他借受人の責めに帰することのできない事由により正常に作動しなかった場合には適用しません。
第17条 第2項	当社は、警察その他関係機関又は有料道路事業者等から、シェアカーの駐車違反・速度違反その他の交通違反、又は有料道路利用料金等の未払いに関する連絡を受けた場合には、会員に連絡し、速やかに所定の手続きを行うよう指示するものとします。会員は、当社の指示に従い、各関係機関において必要な手続きを行い、自己の責任と負担において反則金、利用料金その他一切の費用を支払うものとします。なお、当社に当該違反に関する納付書その他の通知が到達した場合には、当社は当該対応に要する事務手数料として2,000円を会員に請求することができるものとします。また、会員が反則金、利用料金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、貸渡期間中であっても、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、シェアカーの返還を拒否できるものとします。さらに、会員が当社の指示に従わず反則金、利用料金の支払いを行わない場合、当社はやむを得ず代理して支払うことができ、その際に発生する費用および事務手数料1万円を反則金、利用料金に加え、会員に請求することができます。	当社は、警察その他の関係機関、有料道路事業者、駐車場運営事業者その他の第三者から、シェアカーの利用に起因する駐車違反、速度違反その他の交通違反、有料道路利用料金、駐車料金その他会員が負担すべき金員に関する納付書、請求書その他これらに類する書面(以下「納付書等」といいます)を受領した場合には、会員に代わり当該金員を代理して支払うことができるものとします。 前項の場合、会員は、当社が代理納付した金額の全額に加え、当社の事務処理に要する費用として事務手数料5,000円(税込)を負担するものとし、当社はこれらを合算して会員に請求できるものとします。会員は、当社が指定する期日までにこれを支払うものとします。
第19条 第2項	会員又は追加運転者は、シェアカーの返還にあたって、シェアカー内に会員若しくは追加運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、シェアカー返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。 (1)会員より忘れ物の回収又は返送を希望する連絡があった場合、当社は可能と判断した場合に限り対応するものとします。この場合、返送対応に係る送料は着払いとし、別途事務手数料として1,100円(税込)を申し受けます。また、これらの費用の支払いが確認できない場合、当社は返送対応を行わないことができるものとします。なお、回収対応を行う場合には、別に定める緊急出動費用を請求することがあります。 (2)当社は、会員からの寄託によらずカーシェアリング車両内に残された物品(以下「残置物」といいます)を回収した場合には、次の各号に従い取り扱うものとします。 Ⅰ. 経済的価値を有しない残置物、腐敗又は変質のおそれがあるもの、危険物その他保管が困難な残置物については、回収日を含め7日間保管し、その期間内に所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。ただし、保管が困難又は危険を伴う残置物(破裂又は発火のおそれがある電池類を含みますが、これらに限られません)については、回収後直ちに廃棄することができるものとします。 Ⅱ. 運転免許証、旅券、クレジットカード(ETCカードを含みます。以下同じ)、現金、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝飾品については、所轄の警察署に遺失物として届け出のうえ引き渡します。ただし、当該届出が受理されない場合には、回収日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明したときは、当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に対し引取りを求めるものとします。なお、回収日から3か月を経過しても所有者が判明しない場合、又は所有者から引取りの申出がない場合には、当社はこれを廃棄することができるものとします。 Ⅲ. 法令により所持が禁止されている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、速やかに所轄の警察署に届け出のうえ引き渡します。 Ⅳ. 前各号のいずれにも該当しない残置物については、回収日から1か月間保管し、その期間内に所有者から引取りの申出がない場合には、当社はこれを廃棄することができるものとします。	会員又は追加運転者は、シェアカーの返還にあたり、通常の使用による摩耗を除き、シェアカーを借り受けた時の状態で返還するとともに、車内に会員、追加運転者又は同乗者の所有物その他の遺留品がないことを確認した上で返還するものとします。なお、シェアカー返還後に遺留品が確認された場合の取扱いについては、第31条の定めによるものとします。

	のとします。	
第29条	新設(これに伴い、以降の条項を順次繰り下げ)	1. 会員は、貸渡期間中、貸渡契約の決済に使用する登録済みクレジットカードその他の決済手段が有効に利用できる状態を維持するものとします。 2. 当社は、貸渡期間中においても、必要に応じて登録済みクレジットカードの有効性確認、与信承認または決済可能性の確認を行うことができます。 3. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告を要することなく貸渡契約の全部または一部を解除することができます。 (1)クレジットカードの有効性確認または与信承認が得られないとき。 (2)クレジットカード会社その他の決済事業者から決済拒否、利用停止その他これに類する通知を受けたとき。 (3)登録済み決済手段により料金等の決済ができないと当社が合理的に判断したとき。 (4)会員が代替決済手段の提供その他当社が求める措置に応じないとき。 4. 前項により貸渡契約が解除された場合、会員は、当社の指定する場所および期限までに直ちにシェアカーを返還しなければなりません。 5. 会員が前項の返還義務を履行しない場合、当社は、法令の範囲内においてシェアカーの所在を確認し、返還を受けるために必要な措置を講じることができます。 6. 前項に基づく車両の返還または回収に要した費用(回送費、レッカー費用、現地対応費、保管費、交通費その他これらに付随する合理的な費用を含む)は、会員の負担とします。 7. 会員は、貸渡契約解除前に発生した貸渡料金、延長料金、違約金、営業補償(NOC)、損害賠償その他当社に対する一切の債務について、その支払義務を免れません。 8. 当社が本条に基づき貸渡契約を解除し、返還を求めたにもかかわらず、会員が正当な理由なく返還に応じない場合、当社は警察その他関係機関へ相談・通報し、民事上または刑事上の法的手続をとることがあります。
第30条	新設	1. 会員は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。 (1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 (4)暴力団準構成員 (5)暴力団関係企業 (6)総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者 (7)前各号と社会的に非難されるべき関係を有する者

		2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為を行わないことを保証するものとします。 (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)脅迫的な言動または暴力を用いる行為 (4)風説の流布、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、会員が前二項のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、またはその疑いがあるとして事実確認への協力を求めたにもかかわらず合理的な期間内に協力が得られない場合には、催告を要することなく貸渡契約を解除し、直ちにシェアカーの返還を求めることができます。 4. 会員は、前項に基づく返還請求を受けた場合、直ちにシェアカーを当社の指定する場所へ返還しなければなりません。 5. 会員が返還義務を履行しない場合、当社は法令に従い、車両の返還を受けるために必要な措置を講じることができるものとし、そのために要した合理的な費用は会員の負担とします。 6. 当社は、本条に基づく契約解除により会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 7. 当社は、本条に基づく契約解除または返還請求に際し、必要に応じて警察その他の関係機関へ相談し、情報提供その他法令に基づく対応を行うことがあります。
第31条	新設	1. 会員は、シェアカー返還時又は当社が車両を回収した際に車内へ残置した一切の物品（以下「残置物」といいます）について、自己の責任において速やかに引き取るものとします。 2. 当社は、残置物を保管する義務を負いません。ただし、当社が保管した場合であっても、その滅失、毀損、変質その他一切の損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。 3. 当社は、残置物について、会員に対し、登録された電話番号、電子メールアドレスその他当社が適当と認める方法により引取りを求めることができます。 4. 会員が当社の通知日から14日以内に残置物を引き取らない場合、又は会員と連絡が取れない場合には、当社は会員が所有権を放棄したものとみなし、廃棄その他適当な方法により処分することができるものとします。 5. 食品、飲料、生鮮品、腐敗又は変質のおそれのある物品、危険物、衛生上保管が適当でない物品その他当社が保管困難と判断した物品については、前項にかかわらず、当社は会員への通知を要することなく、直ちに廃棄その他必要な措置を講じることができます。 6. 運転免許証、旅券、クレジットカード（ETCカードを含みます）、現金、有価証券その他法令上遺失物として取り扱うべき物品については、法令に従い所轄の警察

		署その他関係機関へ引き渡すものとします。 7. 法令により所持又は保有が禁止されている銃砲、刀剣類、薬物その他の物品については、当社は速やかに所轄の警察署その他関係機関へ届け出るものとします。 8. 残置物の保管、運搬、返送、廃棄その他これらに要した一切の費用は会員の負担とします。
--	--	--